

## 矢吹町文化・スポーツ振興基金条例施行規則(平成8年3月29日教委規則第1号)

最終改正:平成27年4月1日教委規則第9号

改正内容:平成27年4月1日教委規則第9号[平成27年4月1日]

○矢吹町文化・スポーツ振興基金条例施行規則

平成8年3月29日教委規則第1号

## 改正

平成9年3月28日教委規則第9号  
平成12年4月1日教委規則第3号  
平成20年3月28日教委規則第18号  
平成27年4月1日教委規則第9号

矢吹町文化・スポーツ振興基金条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、矢吹町文化・スポーツ振興基金条例(平成8年矢吹町条例第19号。以下「条例」という。)第6条及び第7条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する矢吹町文化・スポーツ振興基金運営委員会(以下「委員会」という)の委員は、次の各号に掲げる諸団体の推薦及び学識経験者、公募により教育委員会が町長の意見を聞いて委嘱する。

- (1) 矢吹町文化協会 1名
- (2) 矢吹町体育協会 1名
- (3) 社会教育委員会 1名
- (4) 矢吹町文化振興審議会 1名
- (5) 矢吹町スポーツ振興審議会 1名
- (6) 矢吹町文化財保護審議会 1名
- (7) 学識経験者 2名
- (8) 公募 2名

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となり、定例会議年4回その他必要に応じ招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(所掌事務)

**第5条** 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 文化・スポーツ活動の育成及び推進を図る事業の選考に関する事。
- (2) その他基金の運用について必要な事項に関する事。

(事業)

**第6条** 文化・スポーツ活動の振興育成を図る事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文化活動の成果発表に関する事業
- (2) 発表会等への出場及び出品に関する事業
- (3) 文化財の保護活動に関する事業
- (4) 国際文化に関する事業
- (5) 民間の文化施設の整備に関する事業
- (6) 自主文化交流に関する事業
- (7) 各種スポーツ大会の開催に関する事業
- (8) 各種大会への出場及び選手強化に関する事業
- (9) 指導者養成等講習会に関する事業
- (10) 自主スポーツ交流に関する事業
- (11) その他芸術文化・スポーツ活動に関する事業

(助成の対象及び助成金の額等)

**第7条** 助成は、前条の規定に基づく事業について、次に掲げる個人又は文化・スポーツ団体(以下「団体等」という。)に対して行うものとする。

(1) 矢吹町に住所を有し、活動しているもの。ただし、個人にあっては、町外在住の矢吹町出身者を含む。

(2) 団体等にあっては、次の要件を有するものであること。

- ア 一定の規約を有すること。
- イ 代表者及び所在地が明らかであること。
- ウ 会計経理が明らかであること。
- エ 一定の活動実績があること。又は、その見込みがあること。

2 助成の対象とする文化・スポーツ活動の範囲は、別表第1に掲げるとおりとし、助成事業の内容、助成対象経費及び助成金の額は、別表第2のとおりとする。なお、個人又は団体等が、同一事業内容により受けられる助成の回数は、原則として、同一の年度につき1回とし、その合計が10回を超えることができない。ただし、事業内容が一般市民を対象とする事業で、委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付申請)

**第8条** 助成金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した基金助成金交付申請書(第1号様式)を所定の期日までに教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 助成事業の実施計画及び資金計画
- (3) 当該年度の収支予算及び事業計画
- (4) その他助成の決定に必要な事項

(助成事業及び助成額の決定)

**第9条** 助成事業及び助成額は、運営委員会に諮り、教育委員会が決定するものとする。

(助成金の交付決定通知)

**第10条** 教育委員会は、前条の規定により、助成金の交付を決定したときは、基金助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等の承認・取消)

**第11条** 基金助成金交付申請にかかる内容等を変更・中止又は廃止するときは、速やかに基金助成事業変更(中止)承認申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなけれ

ばならない。

- 2 教育委員会は、前項申請書の内容を審査し、その理由が適当と認めるときは、取消し等の措置を講じ申請者に対し、基金助成事業変更（中止）承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

**第12条** 助成金交付決定の通知を受けた者は、当該助成事業の完了の日から起算して30日以内に、当該助成事業の実績又は成果を証する書類を添えて、基金助成事業実績報告書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

**第13条** 前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、遅滞なくその内容を審査して、助成金の額を確定し、基金助成金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

**第14条** 助成金の交付は、助成の対象となった事業を完了した後、助成金の交付の決定を受けた事業主体の請求により行うものとする。

2 助成金の交付を受けるときは、基金助成金交付請求書（第7号様式）を、教育委員会に提出しなければならない。

- 3 教育委員会は、事業の促進上特に必要があると認められた場合においては、第1項の規定にかかわらず、助成金の前金又は概算払いをすることができる。この場合において、教育委員会に提出する請求書は第8号様式とする。

（専決事項）

**第15条** 教育委員会は、第6条第2号及び第8号に対する助成事業にあつては、専決処理することができるものとする。ただし、専決処理した助成事業については、次の運営委員会に報告するものとする。

（助成金交付の取消・返還等）

**第16条** 申請の内容に偽り等不正があつた場合は、交付を取消し、またすでに交付済のときは、助成金を返還させることができる。

（委任）

**第17条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日教委規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

種別		対象範囲	
文化関係	成果発表及び 研修	美術	絵画・彫刻・工芸・書・写真・デザイン
		音楽	邦楽（民謡・吟詠を含む）・洋楽
	文化財	演劇・舞踊	演劇・邦舞・洋舞・映画
		文学	小説・詩・短歌・俳句・川柳・郷土史研究等
		生活文化	華道・茶道・盆栽
	文化財	民俗芸能・文化財	
スポーツ関係	各種目	スポーツ全般	

## 別表第2 (第7条関係)

1 文化関係助成事業			
助成事業名	助成事業の内容	助成対象経費	助成金の額
(1) 成果発表事業 (出版事業を含む)	展示会・発表会	使用料賃借料、通信運搬費、印刷製本費、審査員・講師謝礼金、その他の経費 (冷暖房費・会場清掃料・著作権使用料・ピアノ調律料)	・助成対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
	文芸作品・同人誌等刊行物の出版	印刷製本費	
(2) 出場出品事業	全国・東北大会への出場・出品	奨励費、通信運搬費	・定額 ・予算の範囲
(3) 文化財の保護事業	有形文化財	事業に要する経費	・助成対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
	無形文化財		
(4) 国際文化事業	文化事業	事業に要する経費	・助成対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
(5) 民間文化施設の整備事業	文化施設整備	事業に要する経費	・予算の範囲
(6) 文化交流事業	自主交流事業	事業に要する経費	・定額 ・予算の範囲
(7) 文化研修事業	自主研修事業	使用料賃借料	・対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
(8) 特認事業	文化振興に著しく寄与すると認められる事業	事業に要する全ての経費	・予算の範囲
2 スポーツ関係助成事業			
助成事業名	助成事業の内容	助成対象経費	助成金の額
(1) 各種大会出場事業	国際大会出場	奨励費	・定額 ・予算の範囲
	全国大会出場		
	東北大会出場		
(2) スポーツ振興事業	指導者研修会選手育成講習会	事業に要する経費	・助成対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
(3) スポーツ大会開催事業	単一種目大会開催事業	事業に要する経費	・助成対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
	地域スポーツ開催事業		
	スポーツ少年団開催事業		
(4) スポーツ選手強化事業	選手強化派遣事業	旅費	・定額 ・予算の範囲
(5) スポーツ交流事業	自主交流事業	事業に要する経費	・定額 ・予算の範囲
(6) スポーツ研修事業	自主研修事業	使用料賃借料	・対象経費の1/2以内 ・予算の範囲
(7) 特認事業	スポーツ振興に著しく寄与すると認められる事業	事業に要する全ての経費	・予算の範囲

## 第1号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 様

住所又は

所在地 \_\_\_\_\_

名称及び

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 基金助成金交付申請書

このことについて、下記のとおり助成金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請をいたします。

## 記

助成の対象とする 事業名	
当該事業の事業費 総額 (A)	円
助成金交付申請額 (B)	円
添付書類	(1) 助成事業の実施計画書（付表1） ※大会出場参加等の場合…付表3  (2) 助成事業の収支計画書（付表2） ※大会出場参加等の場合は不要とする。

(付表1)

助成事業の実施計画書

1 事業の目的並びに事業の内容

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

2 事業の実施方法

[事業の場合]

(1) 日時

---

---

---

---

(2) 会場

---

---

[出版事業の場合]

(1) 刊行の年月日

---

---

(2) 刊行物の仕様                      判                      ページ                      部

---

---

3 事業の実施予定表 (準備から完了までの日程)

開始        年        月        日    ~    完了        年        月        日

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



(付表3)

## 大会出場計画書

大会の名称			
出場種目と種別			
期 日			
会 場			
出 場 者			
氏 名	住 所	生 年 月 日	職 業

## 第2号様式（第10条関係）

矢吹町教育委員会指令 第 号

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 基金助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で助成金の交付申請がありました、平成 年度  
事業助成につきましては矢吹町文化・スポーツ振興基金条例  
施行規則第10条の規定より下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 ㊟

## 記

1 決定金額 \_\_\_\_\_円

## 2 交付の条件

- (1) 助成金の交付の時期は、助成対象事業が完了し、これに関する実績報告書の提出後であること。
- (2) 事業の促進上特に必要があると認めた場合においては、規則第14条第3項により助成金の前金払又は概算払をすることができるので、その必要がある場合は、申請すること。
- (3) 助成金の交付の対象となった事業の内容を変更し、又はこれを中止しようとする場合は、「基金助成事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）」によりすみやかに教育長の承認を受けること。
- (4) 助成金の交付の対象となった事業が、予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに教育長に報告して、その指示を受けること。
- (5) 助成金を助成の目的以外に使用しないこと。
- (6) 実績報告書には、事業の確認のため、次の資料を添付すること。

①

②

③

※実績報告書は、当該事業完了の日後30日以内に提出してください。

## 第3号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 様

住所又は

所在地 \_\_\_\_\_

名称及び

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 基金助成事業変更（中止）承認申請書

このことについて、下記のとおり助成事業計画を変更（中止）したいので承認してください。

## 記

助成金の交付決定額	円
変更（中止）後の助成金の交付希望額	円
変更（中止）する理由及び内容	

第4号様式（第11条関係）

第 号  
平成 年 月 日

住 所

氏 名 様

矢吹町教育委員会 ㊟

助成事業変更（中止）承認通知書

平成 年 月 日付で承認申請のありました、平成 年度

助成事業について、これを適当と認めたので、矢吹町文化・スポーツ振興基金条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

第5号様式（第12条関係）

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 様

住所又は

所在地 \_\_\_\_\_

名称及び

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 基金助成事業実績報告書

平成 年 月 日付矢吹町教育委員会指令 第 号で助成金交付の対象となった事業を下記のとおり完了したので報告いたします。

## 記

助成事業名	
事業実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
添付書類	<p>1 事業の実施内容及び成果（付表1） ※大会出場等の場合は成績結果表（大会プログラム等）とする。</p> <p>2 事業の収支決算書（付表2） ※大会出場等の場合は不要とする。</p>

(付表1)

助成事業の実施内容及び成果

事業名	
事業費総額	円(※支出決算額)
助成金交付決定額	円
事業実施内容及びその成果	
(事業実施内容)	
(事業の成果)	
(入場者数)	名(うち会員 名)

(付表2)

助成事業の収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額 (申請時の金額)	決 算 額	摘 要 (積 算) ※各収入の内訳を詳細に記載
自 己 資 金			
助 成 金			矢吹町文化・スポーツ 振興基金より
そ の 他			
計		A	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額 (申請時の金額)	決 算 額	摘 要 (積 算) ※各収入の内訳を詳細に記載
計		B	

3 剰余金(欠損額)      A - B                      円

## 第6号様式 (第13条関係)

矢吹町教育委員会指令 第 号

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 基金助成金確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告がありました平成 年度

事業の助成金については、矢吹町文化・スポーツ振興基金条例施行規則第13条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 ㊦

## 記

確定した助成金の交付額	円
助成金交付決定額	円
交付済助成金額	円
精算支出(返還)金額	円
助成金交付決定を減(増)額して確定した理由	

第7号様式（第14条関係）

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 様

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_名称及び  
氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

## 基金助成金交付請求書

平成 年 月 日付矢吹町教育委員会指令 第 号で基金助成金確定通知のあった平成 年度 事業について、その事業が完了したので下記のとおり請求いたします。

## 記

1 今回交付を請求する助成金の額

助成金交付確定額	円
交付請求額	円

2 上記の金額を下記口座に振込んでください。

金融機関名	銀行・農協 信用金庫		支店
口座名	普通・当座	口座番号	
氏名			

※振込口座を記入する際は、必ず通帳を確かめ正確に記入してください。

口座の名義が団体の場合は、団体名と口座代表者名の両方を記入のこと。

第8号様式（第14条関係）

平成 年 月 日

矢吹町教育委員会 様

住所又は  
所在地

名称及び  
氏 名

基金助成金交付（前金・概算）払請求書

平成 年 月 日付矢吹町教育委員会指令 第 号で交付決定のあつた平成 年度 事業について、下記のとおり助成金を（前金・概算）私の方法によって交付されたく請求します。

記

1 助成事業の内容及び請求額の配分

助成金 交付決定額	今回請求額		残 高		事業完了 予定日 年 月 日	備 考
	金 額	配分 %	金 額	配分 %		

2 前金・概算払の理由

3 上記の金額を下記口座に振込んでください。

金融機関名	銀行・農協 信用金庫			支店
口座名	普通・当座	口座番号		
氏 名				

※振込口座を記入する際は、必ず通帳を確かめ正確に記入してください。

口座の名義が団体の場合は、団体名と口座代表者名の両方を記入のこと。